



高齢者社会参画の介護「ボランティア・ポイント制度」は

町 平成28年度中に実施



期待される「ボランティア・ポイント制度」

問 高齢化が進む中、高齢者社会参画の「ボランティア・ポイント制度」は大変重要視されているが、制度の進捗状況は。

保健福祉課長 介護ボランティアを実施した場合、例えば1時間実施すればポイントが付く形で実施したい。現在介護保険法の改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事

業への移行に向けて準備を進めている。今後対象となるボランティアの種類などを決め、平成28年度に向け計画中。

問 町民への、周知は。

保健福祉課長 介護事業者、ボランティアの方、介護事業所へボランティアに行く方も含めて、説明会、広報紙、

ホームページ等とおしPRに努めていく。

問 分譲地の方は、自治会未加入者が多い、しかしボランティア精神がある、この方々への周知は。

保健福祉課長 分譲地に住む方は、ボランティア活動に参加される方が多いので、漏れないよう管理会社等に資料配布し周知していく。

発達障がい支援は

問 全国でも、発達障がい児が増えているが、本町の発達障がい者支援体制は。

保健福祉課長 乳幼児期から発達障がいの診断を受けた子や可能性のある子などに対し、保健センターを中心に医療機関、療育機関、幼稚園、保育園等と連携し、児とともに保護者の支援をしている。

問 児童福祉法の改正により、18歳まで支援を受けられるが中学校卒業後の支援体制は。

保健福祉課長 義務教育卒業後は障がい者相談員等の協働のもと、就労支援、居場所づくり等を進めている。スキルトレーニングは軽度障がいに、最も効果があると言われているが

町 トレーニングを活用

本町の対応は。

教育長 発達障がいは病気ではなく、薬を飲んで治るものではない。トレーニングをする事で未発達の能力を補い、小さい頃からトレーニングをする事で小学校、中学校、または大人になっても周りから幾分理解される。スキルトレーニングの様子を見る事で、親への「ペアレントトレーニング」にもなる。



こども発達支援センターなすの園